

「生活衛生融資」のご案内

区分	組合未加入者	組合加入者	
融資の種類	一般貸付	振興事業貸付	生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)
対象者	生活衛生関係営業を営む方	生活衛生同業組合の組合員の方	生活衛生同業組合などから経営指導を受けられている方(6ヵ月以上)
融資限度額	7,200万円～4億8,000万円	・設備資金:1億5,000万円 ～7億2,000万円 ・運転資金:5,700万円	2,000万円
融資期間 (うち据置期間)	・設備資金:13年以内(1年以内)	・設備資金:20年以内(2年以内) ・運転資金:7年以内(2年以内)	・設備資金:10年以内(2年以内) ・運転資金:7年以内(1年以内)
要件	申込金額が500万円超の場合は、「推せん書」が必要	生活衛生同業組合の長の「振興事業に係る資金証明書」が必要	・最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること ・所得税、法人税、事業税、住民税等を全て完納していること
新規開業	○	○	×
店の改装	○	○	○
設備更新	○	○	○
運転資金	×	○ (注2)	○

【例】設備資金1,000万円借入・無担保・7年返済

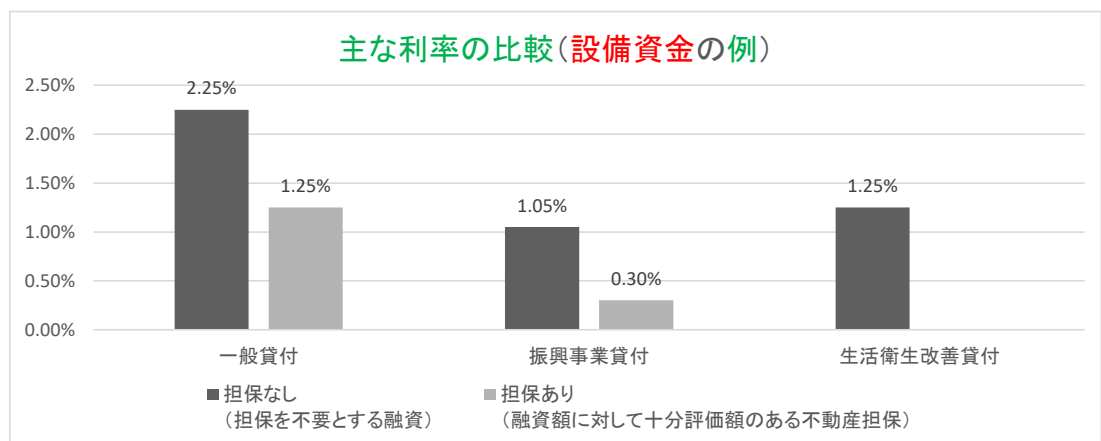
(注) 利率は、令和6年4月1日現在です。

利率	設備資金	基準利率 2.25% (注1)	特別利率C 1.05% (1.35%-最大0.3%※) (注1)	特別利率F 1.25%
	運転資金		基準利率 2.25%～1.55% (2.25%-最大0.7%※) (注2)	

総返済額 (概算)	設備資金	約1,080万円 (約13.8万円)	約1,037万円 (約12.8万円)	約1,044万円 (約12.9万円)
--------------	------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

* ()内は、元利返済開始当初の返済額

└─ 一般貸付と比較: 利息は約43万円お得!



(注1) 返済期間、担保・保証人の有無等によって、利率は異なります。

(注2) 標準営業約款登録業者(Sマーク登録店)に係る運転資金は、特別利率Aとなります。

※ 事業計画書を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していること、確認及び事業計画の確認を受けた方は、0.15%引き下げられ、生産性向上に資する取組を行う方は、さらに0.15%(合計0.3%)引き下げられます。

└─ 生産性向上に係る事業計画書: 生産性向上ガイドライン・マニュアル(厚生労働省2018年度策定)に基づく取組み

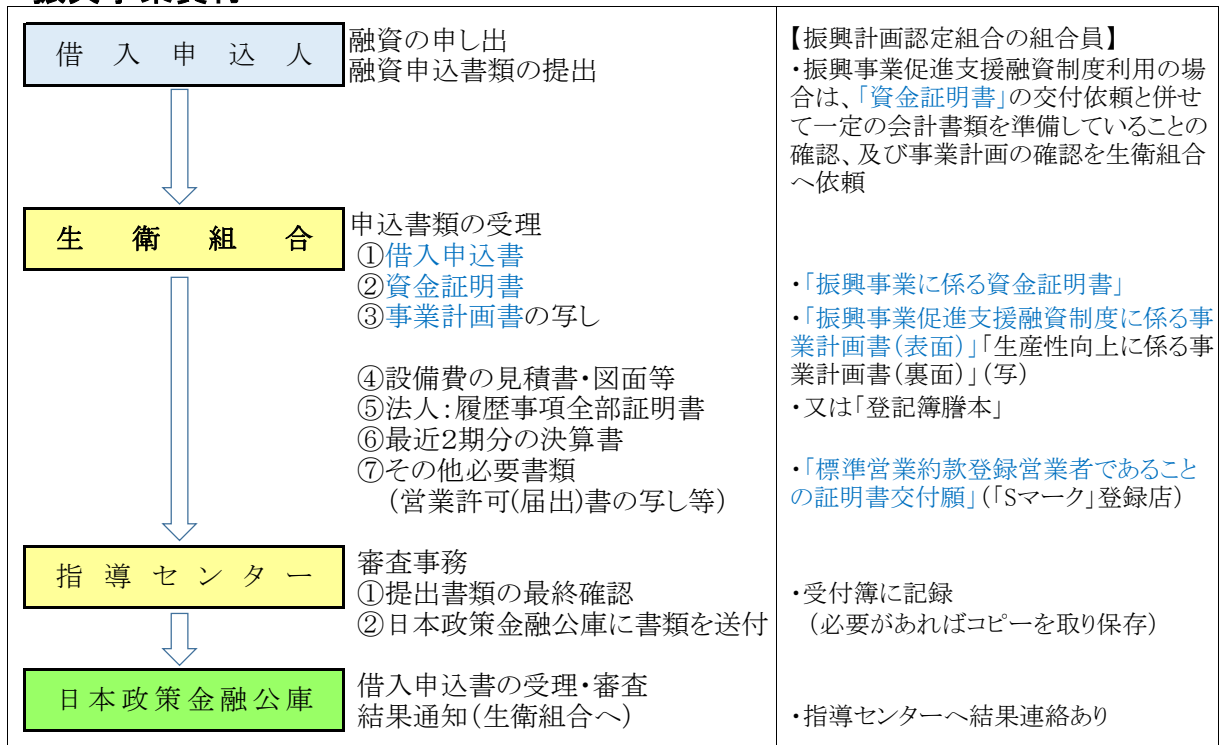
● 新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特別貸付)と新型コロナウイルス対策衛経(コロナ衛経貸付)

・取扱期間: R5年9月末⇒R6年6月末まで延長 ・貸付後3年間の利率引下げ(利率低減措置): 0.9%⇒0.5%に縮減

「生活衛生融資」手続きの流れ(組合加入者)

1 振興事業貸付

様式改正:R3.4.1「押印」欄削除



2 生活衛生改善貸付(衛経)

様式改正:R3.6.18「押印」欄削除、R4.7.1「創業年月」欄追加

